

第1回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第1号 新市まちづくり計画の変更について
- 第 2 議案第2号 いちき串木野市行政不服審査会条例の制定について
- 第 3 議案第3号 いちき串木野市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 第 4 議案第4号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第5号 いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第6号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第7号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第8号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第9号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第10号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第11号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第12号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第13号 指定管理者の指定について
- 第14 国特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 介特予算議案第4号 平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16 後特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第14号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第15号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第16号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第17号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第18号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第19号 指定管理者の指定について
- 第23 議案第20号 いちき串木野市国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第21号 財産の無償貸付について
- 第25 簡水特予算議案第4号 平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第26 公下水特予算議案第4号 平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27 国宿特予算議案第5号 平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

号)

- 第28 漁集排特予算議案第2号 平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第29 予算議案第9号 平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算(第8号)
- 第30 議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第31 議案第23号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第24号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第25号 介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第34 議案第26号 市道の廃止及び認定について
- 第35 議案第27号 いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 第36 議案第28号 いちき串木野市総合観光案内所条例の制定について
- 第37 議案第29号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市一般会計予算
- 第39 簡水特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第40 国特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第41 公下水特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第42 市場特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第43 介特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第44 漁集排特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第45 療特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第46 後特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第47 国宿特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第48 水道予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第49 議案第30号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	満菌健士郎君
副市	長	石田信一君	教委総務課長	白井喜宣君
教育	長	有村孝君	市来支所長	下迫田久男君
総務課	長	中屋謙治君	消防長	原菌照明君
政策課	長	田中和幸君	都市計画課長	田代茂穂君

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第29

議案第1号～予算議案第9号一括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第1号から日程第29、予算議案第9号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） おはようございます。

総務委員会に付託されました議案は、単行議案8件、予算議案1件の計9件であります。

去る2月25日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第1号新市まちづくり計画の変更についてであります。

本案は、新市まちづくり計画を変更するため、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、新市まちづくり計画の期間を10年から15年に5年延長し、それに伴い合併特例債の起債可能期間を5年延長するとともに、あわせて財政計画も見直すもので、新市まちづくり計画の必要箇所を変更するものであります。

審査の中で、全部使い切るといった観点からではなく、合併特例債とはいえ借金である。本市の財政が硬直化しつつあることを考えれば、もう少し慎重に利用すべきではないかと質したところ、今後、第三次行政改革により精査を行いながら、行政需要、市民生活に密着する必要な部分について充当していくべきと考え、今後も適正な運用に努めるとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第2号いちき串木野市行政不服審査会条例の制定についてであります。

本案は、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、新たに附属機関として設置する行政不服審査会の組織及び運営等に関する事項について定めようとするものであります。

説明によりますと、行政不服審査法が改正され、行政不服に対する審査・採決の公正性の向上を図るため、市長等への採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会に諮問する制度が設けられたため、新たに本市の附属機関として行政不服に対する審査委員会を設置するものであります。

審査の中で、審査委員会の委員構成等について質したところ、弁護士、大学教授などの専門的識見を有する方を、鹿児島県市町村行政推進協議会が県内市町村を統一して同じ方を選任する計画であるとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号いちき串木野市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の審理手続に係る提出資料等の写し等の交付制度導入に伴い、手数料の額等を定めようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法等の施行に伴い、改正が必要な関係条例について条文の整備をしようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部改正により、市の職

員に対する人事評価が制度化されたこと、並びに、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、串木野クリーンセンターと冠岳農村工業団地に合同会社さつま自然エネルギーが設置している太陽光発電施設を10年後の平成37年度に取得するための財源として、太陽光発電施設取得等基金を設置しようとするものであります。

審査の中で、施設を無償で譲渡する計画から基金造成して取得することになった経緯について質したところ、事業所において通算で20年間売電できる中で、12年後の償却残高が約3,300万円ある施設を無償で譲渡するのは会計処理上難しいということから、事業所から売電収入を分配金として約300万円程度毎年基金に積み立て、10年後に太陽光発電施設を取得するものであります。

なお、取得時点で不都合等が生じる場合については、その時点で施設を取得せずに、基金を返すことも含め判断したいとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、これまで地方税法に規定してあった徴収猶予関係を市の税条例に規定するとともに、条文を整備しようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正及び全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、条文を整備しようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,480万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億6,757万4,000円と定めるとともに、継続費の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

それでは、歳入の主なるものについて申し上げます。

まず、1款市税についてであります。

個人市民税1,200万円の減額は、納税義務者の見込みが1万2,999人から1万2,817人に182人減少したことに伴う減で、法人市民税600万円の追加は、均等割額で約500万円の減、法人税割額で約1,100万円の増となっており、事業別では、鉱業並びに建設業等が増加したものであります。また、固定資産税3,200万円の追加は、鉄道建設運輸整備支援機構分で、九州新幹線に関連するものなどによる償却資産が増加したものであります。

次に、9款地方交付税は、これまで876万1,000円を減額調整されていたものが、今回の国の補正予算によって復元が行われ、追加交付されたものであります。

次に、19款諸収入334万4,000円の追加は、台風15号などで公共施設が被害を受けた分についての損害共済金の計上であります。

次に、20款市債2億5,790万円の減額は、自治体情報システム整備事業債を追加するほか、事業費決定等による調整を行い、市債の総額を20億9,761万6,000円とするものであります。なお、3月補正後の市債残高は218億7万1,000円で、交付税措置率61.1%、合併特例債の活用率は59.0%になるとのことです。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費についてであります。

1項1目一般管理費は、県の大阪事務所と一般財

団法人自治体国際化協会への職員研修派遣に伴う着任旅費7万7,000円の追加であります。

説明によりますと、4月から、県の大阪事務所に1名を1年間、自治体国際化協会に1名を東京に1年間、シンガポールに2年間研修派遣しようとするものであります。

3目電子計算機管理費は、自治体情報セキュリティ強化対策事業1,470万円の追加であります。

説明によりますと、マイナンバー制度の導入に伴い、市の情報システムの安全性を高めるため、2カ年度にかけて約7,470万円の事業費を予定し、その平成27年度分を計上するものであります。

審査の中で、マイナンバー制度の導入により、セキュリティの観点からインターネットを分離したことで職員の作業効率が低下していることを踏まえ、今後の対策について質したところ、今回のシステム導入の中で1台のパソコンを仮想化することで、従来と同じようなパソコン環境になるよう計画しているとの答弁であります。

5目財産管理費のふるさと寄附金基金積立金は、県協議会を通じての寄附金50万円を基金に積み立てるものであります。

審査の中で、今のふるさと寄附金について趣旨にそぐわないとの意見もあるが、今後の見通しについて質したところ、本市の場合は特産品のPRという面もあり、全面的に頑張っていこうと考えている。しかし、予算を編成する中では、善意あるいは任意に基づくものであることから、大きく依存することは適当でないと考えるとの答弁であります。

太陽光発電施設取得等基金積立金318万8,000円の追加は、合同会社さつま自然エネルギーが串木野クリーンセンターと冠岳農村工業団地に設置した太陽光発電施設を平成37年度に取得するために、基金造成を行うものであります。

4項1目選挙管理委員会費の80万4,000円の追加は、公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿システムの改修委託料の計上であります。

9款消防費1項5目災害対策費1億2,192万4,000円の計上は、要援護者等屋内退避施設を整備するための工事費等であります。

説明によりますと、この施設は、緊急時に即時避難が困難な要援護者等を安全に避難させるため、土川交流センターに放射線防護機能を付加し、要援護者等を防護するための屋内退避施設を整備しようとするものであります。収容人員として30名を計画しており、備品等の整備については、4日程度過ごせるための水、非常用食料品等も備蓄する予定とのことであります。

審査の中で、土川地区の避難行動要支援者等について質したところ、災害時に避難支援をしてほしいと言われている避難行動要支援者を5名、また、高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯など要配慮者を22名と把握しているとの答弁であります。

次に、12款公債費2,544万8,000円の減額は、当初借入利率を1.3%程度と見込んでいたが、年利が0.1%から0.8%になったことに伴い、利子を減額するものであります。

次に、第2条継続費の補正についてであります。

市道海瀬坂下線改良事業について、平成27年度の年割額を変更しようとするものであります。

次に、第3条繰越明許費の補正についてであります。

自治体情報セキュリティ強化対策事業など11事業を追加し、翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、第4条債務負担行為についてであります。

冠嶽園など10件の指定管理者指定に伴う期間と限度額を定めるものであります。

次に、第5条地方債の補正についてであります。

地方債の補正は、自治体情報システム整備事業債の追加、合併特例事業債など9事業債の限度額を変更するものであります。

本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました平成27年度関係議案について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第9号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第1号新市まちづくり計画の変更について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号いちき串木野市行政不服審査会条例の制定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号いちき串木野市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） おはようございます。

私は日本共産党を代表して、議案第4号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対し、討論を行います。

今回の行政不服審査制度の改正については、まず第一に、これまで行政不服申し立てでは、上級行政庁、その他処分庁以外の行政機関に対して行う審査請求、処分庁に対する異議申し立て、そして、これらを経た上での再審査請求の3種類があるわけですが、今回の法改正により審査請求に一元化し異議申し立てを廃止することは、市民の権利や利益の救済の後退にほかならないという、このような問題が生じます。

第二に、異議申し立てを廃止し審査請求に一元化するかわりに、例外として再調査の請求を置くこととされていますが、この再調査は簡易な手続による事実確認であり、果たして処分見直しにつながると言えるのかという問題もあります。

第三に、本市でも税法上に不服申し立てがありますが、この再調査という用語は、罰則付きの質問検査権が行使される税務調査などの再調査と混同されないかという懸念があり、納税者である市民が不服申し立てをちゅうちょするのではないかという問題点です。

4番目に、審査請求への一元化により、従前は県単位で不服申し立てが可能であった事実が、今後は東京にいる大臣宛ての審査請求となり、精神的にも

物理的にも審査請求を市民から遠ざけてしまうことにならないかという問題があります。

五つ目には、不服申し立てを行う審査請求人に対応し審査意見書の作成に当たる審理委員は議員の中から選ばれ、その審査に当たる行政不服審査会の委員は市長の任命に基づく委員であり、果たして審査の公平性を真に担保できるのか、これを保証する具体的な手立てがないのではないかという問題です。

このように五つの問題点が国会審議などで指摘をされていることなどから、異議申し立てを廃止し審査請求に一元化することは、不服申し立ての選択の幅を狭めることです。再調査も法に定める事案のみが対象であり、しかも簡易な手続が優先されることは問題です。税務調査との関係で、運用面での混乱も予想されます。審理委員と行政不服審査会が行政機関から独立した機関ではないため、公正性を担保できるのか疑問です。

以上の点から、私は反対を表明し、反対討論いたします。議員の皆様方の御賛同をよろしく願い申し上げます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、議案第5号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

この議案は、2007年6月、地方公務員法改正で導入された能力・実績主義に基づく人事評価制度を地

方公務員にも導入するものです。

人事評価は、任命権者が任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するとし、分限免職にも適用するとしています。また、任命権者は標準職遂行能力をその裁量で定めることができ、これを任用に適用するとしています。

これは、憲法15条2項が定める全体の奉仕者として公正中立の立場で国民の権利と福祉の実現のためにその能力を発すべき地方公務員を、首長をはじめとする任命権者の言いなりへと変質させかねません。

こうした人事管理は、政府が推進する総人件費削減方針のてことなるものです。人事評価で下位評価とされることによって人事費削減を進めることは許されません。

よって、この議案には反対をいたします。議員の皆様方の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました平成27年度関係議案は、単行議案5件、予算議案4件の計9件であります。

去る2月24日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず初めに、議案第9号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市冠嶽園の指定管理者として、引き続き有限会社坂口造園を指定しようとするものであります。

議案第9号から議案第13号までの指定管理者の指定に係る5議案については、いずれも運営に関する業務のほか、施設の維持管理に関する業務を行うも

ので、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものであります。

審査の中で、指定管理料の算定において、樹木管理費及び修繕料の増額がなされているが、増額の理由について質したところ、樹木管理費については、指定管理を導入した頃とすると樹木も大きくなり、費用もかかること、また、薬草の管理なども含め、観光庭園としての観点から増額した。修繕料については、建物の老朽化に伴い、修繕費の基準額を30万円から50万円に引き上げたとの答弁であります。なお、この修繕料は年度終了後に精算を行うとのことであります。

また、公募による応募が1社しかないことについてはどのように考えているのかと質したところ、施設の管理については、公が行うべきもの、民間が行うべきもの、さまざまな工夫が必要な時期に来ている。指定管理者制度そのものについても、第三次行政改革の取り組みの中で見直しを進めたり、あるいは、共生・協働の中で地域のお力を借りるなど、今後、検討課題として取り上げていきたいとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号指定管理者の指定についてであります。

本案は、串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者として、引き続き有限会社俣木造園を指定しようとするものであります。

選定の理由としては、経費削減の取り組みだけでなく、施設予約のスケジュール把握やトラブルの未然防止等の対処法についても適正に提案がされている。有限会社としての経営状況も安定しており、当該施設の指定管理者として適切であると判断したとのことであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号指定管理者の指定についてであります。

本案は、川上運動広場の指定管理者として、引き続き川上コミュニティ協議会を指定しようとするものであります。

特定団体を選定した理由としては、鍵や施設の安全管理、部分的な補修等が適切に行われていること、地域に密着した施設で、指定管理者制度が始まる前から業務委託をしており、信用と実績がある点が大きな理由とのことで、非公募により選定したとのことであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号指定管理者の指定についてであります。

本案は、串木野弓道場及び市来弓道場の指定管理者として、引き続きいちき串木野市弓道連盟を指定しようとするものであります。

特定団体を選定した理由としては、施設利用のほとんどが市弓道連盟会員であること、鍵や施設の安全管理、部分的な補修等が適切に行われていること、また、指定管理者制度が始まる前から業務委託をしており、信用と実績がある点が大きな理由で、スポーツ振興の観点からも市弓道連盟が管理することが最も適切であるとのことから、非公募により選定したとのことであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号指定管理者の指定についてであります。

本案は、相撲競技場の指定管理者として、引き続きいちき串木野市相撲連盟を指定しようとするものであります。

特定団体を選定した理由としては、施設の安全管理や補修、土俵整備など適切な管理がなされていること、また、指定管理者制度が始まる前から業務委託をしており、信用と実績がある点が大きな理由とのことで、スポーツ振興の観点からも市相撲連盟が管理することが望ましいことから、非公募により選定したとのことであります。

委員から、この相撲競技場は太陽国体の相撲競技会場で、昭和天皇も来られた由緒ある場所であるとともに、かつては漁願相撲も盛大に開催されていた場所でもある。今は施設の老朽化が進むとともに相撲文化が途絶えていることから、相撲競技場の今後の活用についてしっかりと取り組んでほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものを申し上げます。

13款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費574万4,000円は、8月25日の台風15号により発生した災害廃棄物の環境センター処理経費に対する補助金の計上であります。

次に、歳出についてであります。

2款総務費の戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業交付金502万3,000円の追加であります。なお、歳入の国庫補助金において同額を追加しているとのことであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億4,576万円の計上であります。国の補正予算に伴い、低所得の高齢者を対象に1人当たり3万円を支給する事業で、平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年度中において65歳以上となる方が支給の対象になるとのことで、対象者を4,700人程度と見込んでいるとのことであります。なお、この事業は平成28年度へ繰り越して事業を行うこととしており、繰越明許費の設定もあわせて行うものであります。

審査の中で、対象が4,700人程度になるが、申請漏れは出ないのかと質したところ、申請の手順としては、年金機構から送られてくるリストをもとに、市が対象者へ個別の通知をし、さらに申請が出ていない方やおくれている方については再通知を行い、申請漏れがないように取り組んでいきたいとの答弁であります。

2目障害者等福祉費及び3目老人福祉費は、決算見込みによる追加であります。

5目介護保険特別会計財政対策費は、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額が主なるものであります。

2項児童福祉費の社会福祉施設整備事業補助金は、認定こども園2園について補助を行う事業で、決算見込みによる9,780万9,000円の減額であります。なお、現在建設中の認定こども園の名称は、「くしき

の森のこども園」と「神村学園附属幼稚園」に正式に決まったとのことであります。また、同補助金については繰越明許費を設定しており、「くしきの森のこども園」については、全体事業費に既存施設の解体費用が含まれることから、補助金1億8,183万5,000円を翌年度へ繰り越して事業を行うものであります。

審査の中で、平成28年度の公立及び私立保育園と認定こども園の定員の状況、あわせて待機児童の発生見込みについて質したところ、保育所7園と認定こども園2園の保育所部分を合わせた定員は650人、現時点の入所申し込みは662人で、入所率は101.8%になる。年度途中での入所者数を仮に60人と見込んだとしても、現時点での予測では、待機児童の発生はないとの答弁であります。

次に、4款衛生費であります。

1項1目保健衛生総務費の予防接種等事業は、決算見込みによる減額であります。

説明によりますと、子宮頸がんの予防接種においては、当初見込み150人に対し、決算見込みで129人減の21人と見込み、減額するとのことであります。

妊婦健康診査事業は決算見込みによる200万円の減額、子ども医療費助成事業は決算見込みによる1,130万円の追加であります。

2目国民健康保険特別会計財政対策費は、決算見込みによる3,318万4,000円の追加で、保険基盤安定繰出金の追加と国保財政安定支援事業繰出金の減額との調整であります。なお、保険基盤安定繰入金においては、算定方法の見直しが行なわれたとのことであります。

4目感染症予防費は、決算見込みによる追加であります。

10目後期高齢者医療制度事業費は、後期高齢者医療特別対策事業の57万1,000円の計上と特別会計繰出金の追加であります。

説明によりますと、後期高齢者医療特別対策事業は、平成28年度の保険料額改定に伴う周知・広報用パンフレット等の送付に係る郵送料等の経費とのことであります。

また、保険料の改定内容については、所得割は現

行の9.32%から9.97%に0.65ポイントのアップ、均等割額は現行の5万1,500円と同額で据え置きとなり、1人当たりの保険料は4万8,014円から4万9,370円に1,356円の増となる予定とのことであります。

2項2目塵芥処理費は、塵芥収集業務委託料の入札執行による1,154万円の減で、落札率は58.8%とのことであります。

次に、10款教育費であります。

1項4目教育振興費は、小中学校文化・スポーツ推進事業の決算見込みによる減額であります。

2項2目教育振興費及び3項2目教育振興費は、決算見込みによる減額であります。

4項1目幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金の決算見込みによる減額が主なるものであります。

6項1目保健体育総務費は、市民体育大会ゼッケン購入費の決算見込みによる減額であります。

審査の中で、200万円の不用額が出ているが、予算残額の有効活用はできないものかと質したところ、基本的には、当初予算で認められた事業について執行を行い、不用額があれば落としていく。年度内で時間的に余裕があれば、その都度検討したいとの答弁であります。

予算議案第9号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,912万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億8,147万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主なるものを申し上げます。

9款繰入金は、国民健康保険基金繰入金3,243万1,000円の追加で、決算見込みによる財源調整であります。なお、平成27年度末での基金残高3億4,709万2,000円を見込んでいるとのことであります。

次に、歳出についてであります。

2款1項療養諸費1億7,802万2,000円の減額は、被保険者数の減少に伴う医療費の減が大きな要因と

のことであります。

2項高額療養費は、高額な治療を必要とされる方々の療養費で、決算見込みによる減額であります。

6款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの介護納付金決定による減額であります。

7款共同事業拠出金は、国民健康保険団体連合会からの保険財政共同安定化事業拠出金決定による追加であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,696万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,566万7,000円とするものであります。

補正の内容としては、決算見込みによるもので、歳出においては、2款保険給付費8,171万2,000円の減額、3款地域支援事業費700万円の減額、5款基金積立金3,907万7,000円の追加が主なるものであります。なお、平成27年度末の基金残高は、2億3,575万8,000円と見込んでいたこととあります。

審査の中で、高齢者元気度アップ事業の推進体制づくり事業補助金における個人登録と団体登録の状況等について質したところ、平成28年1月末現在で、個人登録は1,374名、団体登録が69団体で、前年度との比較では、個人、団体ともに登録数が倍以上になっている。特にころばん体操に参加される方々の登録が増えており、団体登録では69団体中52団体がころばん体操関係との答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,376万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億31万8,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金1,376万3,000円の減額で、被保険者保険料の減額と保険基盤安定分担金の追加によるものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました平成27年度関係議案について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第9号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第10号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第11号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第12号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第13号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長宇都耕平君登壇〕

○産業建設委員長（宇都耕平君） こんにちは。

産業建設委員会に付託されました平成27年度関係

議案は、単行議案 8 件、予算議案 5 件の計 13 件であります。

去る 2 月 26 日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第 14 号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市いちき特産品直売所の指定管理者を引き続きいちき特産品振興会に指定しようとするもので、指定の期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものであります。

審査の中で、季楽館については、魅力づくりやもっと広い情報発信に努めるべきではないかと質したところ、いちき特産品振興会は、年 1 回ポンカン祭りを開催しているほか、最近では月 1 回外にテントを張って販売を行っている。市では現在、営農指導員が生産者への営農指導を行っているところであり、今後は生産者の方々とも一緒になって、さらなる魅力発信等に努めていきたいとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市商店街活性化施設ドリームセンターの指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、1 団体の応募があり、審査の結果、引き続き串木野シール会を指定しようとするもので、指定の期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものであります。

審査の中で、ドリームセンターは中央交流センターとしての位置づけもされているが、非常に手狭になっている。中央地区まちづくり協議会からさまざまな要請があるようだが、どのような調整を行っているのか質したところ、中央地区まちづくり協議会から会議室の利用方法や倉庫の確保などについて要請があり、指定管理者等とも調整しながら対応しているとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号及び議案第 17 号の指定管理者の指定については一括して報告いたします。

2 議案は、平成 28 年度末で北部地区及び南部地区の都市公園等の指定管理者の指定期間が終了することから公募をしたところ、それぞれの地区に 1 社の応募があり、審査の結果、両地区とも株式会社石原建設を指定管理者として指定し、指定の期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間としようとするものであります。

説明によりますと、北部地区については、新田公園と串木野サンセットパークを除外し、新たに針原公園を追加して 18 施設、南部地区については、前回と同じく 19 施設であるが、長崎鼻公園の灯台付近を追加するとのことであります。

審査の中で、公園の管理については、シルバー人材センターが剪定やトイレ洗浄の講習会を行っていることなどから、シルバー人材センターに依頼すべきではなかったかと質したところ、現在は高所作業等がない都市公園以外の 7 公園についてシルバー人材センターに管理をお願いしているが、今後、指定管理者制度の見直し等とあわせて検討していきたいとの答弁であります。

以上 2 議案については、いずれも賛成者多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号及び議案第 19 号の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2 議案は、都市公園の指定管理者を新田公園については野平地区コミュニティ協議会に、串木野サンセットパークについてはれいめい羽島協議会にそれぞれ指定しようとするもので、指定の期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間としようとするものであります。

説明によりますと、共生・協働のまちづくりを進めるに当たり、地域でできることは地域の方々にお願いしていきたいと考えており、まず、遊具がなく、高木も幼木で手入れが不要であり、除草も安易で管理がしやすいこの二つの公園については、まちづくり協議会による管理を始めていきたいとのことあります。

委員の中から、この二つの公園をモデルケースとして、他の公園についても管理のレベルを一定に保つようにしながら、地域において愛着を持って管理

してもらふことにしていくべきである旨の意見が述べられたのであります。

以上2議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号いちき串木野市国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、串木野さのさ荘の民間譲渡に向けた貸し付けを行うに当たり、その用途を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、国民宿舎については、平成26年度から調査を行い、国民宿舎利活用等検討委員会で、民間へ建物を無償譲渡、土地を無償貸与することとした。また、串木野さのさ荘の従業員は、正職員12名、パート職員19人、夜間警備5人の計36人で、うち市内居住者が33人であるとのことであります。

審査の中で、民間譲渡された後の温泉の活用について質したところ、譲渡先の会社では、今後事業計画を立てて、串木野温泉センターからの運搬や新たな掘削などについて検討し、最終的に温泉としての効能を表示できるようにしたいと考えているとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号財産の無償貸付についてであります。

本案は、串木野さのさ荘を民間法人に無償貸付することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、貸付の相手方は串木野さのさ荘の譲渡先候補者である株式会社ホテル旅館マネジメント、貸付期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間であるとのことであります。

審査の中で、貸し付け期間を1年間とした理由について質したところ、当初、平成28年度については市直営でやらざるを得ないという方針であったが、公募するに当たって、応募者にはこの1年間の運営についても提案してほしいとお願いした。基本は1年間であるが、事業計画ができ上がれば、なるべく早い段階で譲渡を完了させたいとの答弁であります。

また、無償貸付の議決後に結ぶ契約書はどのよう

な内容になるのかと質したところ、通常の契約と同様で、目的に反しない使い方をすることや契約期間、譲渡または転貸の禁止、物件の維持・補修等となる。また、これらに先立って結ぶ協定の内容については、運営状況の報告を受けることや市が譲渡後の運営等についての調査ができること、譲渡後10年間以上運営することが考えられるとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）中、委員会付託分についてであります。

歳出の4款衛生費1項7目簡易水道事業費は、簡易水道事業特別会計の決算見込みによる繰出金1,160万3,000円の減額であります。

次に、6款農林水産業費の1項1目農業委員会費は、決算見込みによる機構集積支援事業費の減額、3目農業振興費は、決算見込みによる地域集積協力金に係る補助金710万円の減額及びT P P 関連対策による国の補正予算に伴う農地中間管理機構を活用している地域における農業者の機械導入等に対する担い手確保・経営強化支援事業補助金1,204万6,000円の計上が主なるものであります。

5目水田営農対策費は、農業再生協議会の決算見込みによる運営補助金の減額、9目土地改良事業費は、川南地区ほ場整備事業負担金1,136万3,000円の減額及び用水路・頭首工等の整備のため、農業農村整備事業負担金の追加が主なるものであります。

審査の中で、川南地区ほ場整備事業については事業費が約半分となっているが、今後の計画に支障はないかと質したところ、面的な整備を3年かけて行うこととしており、現在1期工事を施工中である。残りの部分については、平成28年度以降、2カ年で施工する考えであるとの答弁であります。

次に、2項2目林業振興費は、イノシシ、シカ等の有害鳥獣捕獲頭数増による補助金559万3,000円の追加及び決算見込みによる鳥獣被害対策実践事業補助金の減額が主なるものであります。

4目林道費は、冠岳の柴燈護摩実行委員会から寄附があったことから、西岳登山道等の風倒木処理を行う修繕料の追加であります。

次に、3項2目水産業費は、漁場環境保全創造事業等の事業費決定に伴う減額、4目漁港建設費は、事業費決定による戸崎漁港地域水産基盤整備事業等の県営事業負担金の減額、水産基盤機能保全事業負担金の計上が主なるものであります。

委員の中から、戸崎漁港の整備等に係る県営事業負担金について、なぜ大幅な減額補正になったのかと質したところ、市では県の計画に則り負担金を計上しているが、国の補助金が極端に少なくなったとすることで事業費が減額となった。これまでも県に直接出向いて事業実施について要望しており、今後も予算の確保に向けて強く要望していきたいとの答弁であります。

5目漁業集落排水事業費は、決算見込みによる戸崎地区漁業集落排水事業特別会計繰出金の追加であります。

次に、7款商工費の1項2目商工振興費は、串木野駅から野下までの路線等に係る生活交通路線維持費補助金695万1,000円、串木野駅から土川までの路線等に係る地方バス市内路線維持費補助金760万9,000円の計上及び空き店舗等活用促進事業補助金297万5,000円の追加であります。

委員の中から、生活交通路線維持費補助金等について、交通弱者に対する支援については十分理解しているが、市の負担金が増えてきていることなどから、コミュニティ交通等も含めて総合的に検討を進めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

3目観光費は、さのさ荘の無償貸付等による繰上償還に伴う国民宿舎特別会計繰出金9,680万円の追加、4目薩摩藩英国留学生記念館管理費は、来館者の増に伴う観覧料450万円の追加による財源組替えであります。

次に、8款土木費の2項1目道路維持費は、橋梁長寿命化事業等の事業費決定に伴う減額、2目道路新設改良費は、市道海瀬坂下線改良事業等の事業費決定に伴う減額、荒川地区等における県営地方特定道路整備事業負担金1,075万円の計上が主なるものであります。

次に、3項2目砂防費は、事業費決定に伴う県単急傾斜地崩壊対策事業費の減額及び県単砂防事業負

担金の計上、4項1目港湾建設費は、新港大橋改修に係る串木野新港改修統合補助事業負担金2,280万円の減額であります。

次に、5項2目土地区画整理事業費は、事業費決定に伴う減額であります。

審査の中で、麓土地区画整理事業については、予定どおり平成29年度で完了するのかと質したところ、国庫補助金である社会資本整備総合交付金が年々落ちてきている状況であり、現在、残りの工事や費用について見直すため、調査を行っているとのことであります。この調査が終わり次第、実施計画変更書を作成して、県、国と調整を行いたいと考えているとの答弁であります。

4目公共下水道事業費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、5目公園事業費は、直営作業車車両の購入に係る事業費決定に伴う車両購入費の減額であります。

次に、6項1目住宅管理費は、ウッドタウン4工区の4,500m²を取得するための用地費2,996万1,000円の計上が主なるもので、11款災害復旧費の2項2目公営住宅施設災害復旧費は、昨年8月の台風災害による修繕費の決算見込みによる減額であります。

予算議案第9号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正において、歳入の主なるものは、決算見込みによる簡易水道料金の減額、消費税及び地方消費税の確定による還付金の追加であります。

歳出の主なるものは、羽島小ヶ倉水源地改修工事費等の減額及び実借入利率による償還利子の減額であります。

また、第2条は、中央地区基幹改良事業を翌年度へ繰り越して実施するものの繰越明許費を設定するためのものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3

号) についてであります。

今回の補正は、歳入において、決算見込みによる公共下水道事業受益者負担の追加、歳出において、1 款総務費で消費税及び地方消費税の確定による減額、2 款事業費で決算見込みによる串木野クリーンセンター長寿命化事業に係る委託料の減額、4 款公債費は実借入利率による償還利子の減額が主なるものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第 5 号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本案は、串木野さのさ荘を無償貸付するに当たり、平成28年度から31年度までの償還元金を繰り上げ償還するため、公債費を追加し、一般会計からの繰入金と同額増額しようとするものであります。

なお、吹上浜荘に係る償還は本年度をもって終了し、串木野さのさ荘に係る償還についても、今回の繰上償還により終了するとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第 2 号平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、歳入において、決算見込みにより下水道使用料を減額し、一般会計繰入金を追加しようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第14号指定管理者の指定について討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第15号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第16号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第17号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第18号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第19号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第20号いちき串木野市国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号財産の無償貸付について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、簡水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第5号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第9号について討論・採決に入ります。

予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）に反対し、討論を行います。

この議案にはマイナンバー制度に関連する予算が計上されています。マイナンバー制度は、全国民に強制的に12桁の背番号をつけ、この番号にひもつけされた個人情報データベース化して、国が一元管理、利用するもので、今年の1月4日から個人カードの交付事業が始まっています。

2月19日の委員会の中で、現在、いちき串木野市の中で、このカードが交付されていないというところが149通、そして、破棄されたという内容が37通と報告されていました。

この制度には、共通番号という個人情報の保護・保全が不完全きわまりないという根本的問題があります。政府は、各種証明書発行など国民に利便性があると説明をしておりますが、それよりも国民は情報漏えいなどの不安に悩まされることとなります。

このように国民生活を脅かすようなマイナンバー制度は廃止するしかございません。この予算が含まれている補正予算に反対し、討論いたします。議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は3常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第30～日程第48

議案第22号～水道予算議案第1号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第30、議案第22号から日程第48、水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

これから質疑に入ります。

まず、議案第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号市道の廃止及び認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号いちき串木野市総合観光案内所条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第1号平成28年度いちき串木野市一般会計予算について質疑はありませんか。

○8番（楢山四夫君） これは特別委員会に付託される案件でありますけれども、せんだって市長のほうから、原発関連の交付金が14億円、5年間にわたってということでしたが、今回の予算案に反映されなかったのか。どういうことなんですかね。

○副市長（石田信一君） 予算編成上のことでございますので、私のほうで答弁させていただきます。

今回の平成28年度の当初予算におきましては、予算計上しておりません。これにつきましては、先ほどお述べになったとおり、県のほうから5年間で14億円という予定でございますけれども、いわゆる新電源交付金ということでございまして、今後、補正予算等に対応することを考えているところでございます。

そういった中で、現時点においては、防災関係と給食センター関係の整備を予定しているところでございます。

○8番（楢山四夫君） 県との調整ということでは、

14億円となりますと、単純に計算しても年間3億円というようなことになるわけで、できるだけ早く県との調整をやって、こういうのを予算化できるようにしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○14番（下迫田良信君） 予算書の91ページ、8款土木費2項道路橋梁費の中で、この工事費2億2,500万円の中には都心平江線の事業費も試算されているのかと思いますが、この都心平江線の事業概要と全体事業費並びに事業年度をお知らせいただきたいと思います。

○都市計画課長（田代茂穂君） 平成28年度の都心平江線改良事業ですが、設計委託費、あと工事費として五反田川の中央付近に橋脚工事を1カ所、平成27年度に引き続き道路部分の工事を進め、そのほか用地費や建物・工作物の保守を計画しております。

全体事業費としましては、大体9億7,000万円程度を考えているところです。

事業期間としましては、平成25年度から平成32年度までと予定しております。

以上です。

○14番（下迫田良信君） 全体事業費は9億7,000万円ということでありまして。従前は7億円ちょっとというふうに理解をいたしておりますけれども、事業費が概算で上がっていると。

それと、この約10億円の大きな事業の中で、特例債とか、あるいは国庫補助金等の有利な起債をされると思いますが、その辺の財源区分を示していただきたいというのが一つ。

それと、従来、この都心平江線につきましては、西薩中核工業団地を起点とした都市計画道路平江線、これは串木野西中の上を通過して、三井さん、あるいはJR、国道をトンネル化しながら高速道路のインターにつける2.3キロの都市計画道路であったということであり、それに寿屋横から北に直進をして、五反田川に橋梁を架けて、その都市計画道路平江中央線、平江線にタッチをすることで産業道路としての意義がうたわれていた過去があるかと思いますが、

ここになりまして都市計画道路の見直しがあって、

この平江線は廃止という形になっておりますが、10億円をかけてこの都心平江線の意義、あるいは目的をどのようなふうに捉えておられるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○財政課長（満園健士郎君） 9億円余りの財源の区分についてでございますけれども、現在、道路整備の通常分に使えます社会資本整備交付金とか、あと合併特例債、それから、先ほど御質問のありました新電源交付金等を予定しております、ただいま、この道路につきましては防災的な位置づけもあるということから、今後14億円交付される電源交付金の中の一部という候補としても、新しい電源交付金を充てたいというふうに考えているところでございます。

内容につきましては、年度年度で事業費が変わってまいりますので、財源の区分としては、そういったものを用意しているということでございます。

○副市長（石田信一君） 平江線をはじめ、中央線、都市計画道路の関係との整合性、あるいは、そういう位置づけについての御質問かと思っておりますけれども、委員御案内のように、西薩中核工業団地、それから五大プロジェクトを進める中において、現在においては、大きな道路網の整備という中で都市計画事業の再編、整備が行われてきております。

都市計画審議会の中にも議員の皆様方に委員として出席していただいておりますけれども、その中でも都市計画事業、県事業、市の事業について見直しが行われ、その中で告示行為が行われて、今、事業決定がなされているところでございます。

その中で、工業団地、それと西回り自動車道、国道、そういった中での大きなアクセス道としての位置づけは理解するものの、現在において都市計画事業として取り組む事業であるかどうかということの判断を審議会のほうでしていただいたと思っております。

その中の位置づけとして、今回の平江線については、先ほど財政課長が申しあげましたけれども、避難、あるいは防災道路、そういった中で重要な位置づけをなすものであって、本事業においては、先ほどの県の交付金等も活用しながら、市民の安心・安

全につながる、そういった中での防災対策事業としても有意義なものになるであろうと。

動線として工業団地と西回りを結ぶ、あるいは国道との接点、そういったものを考えますと、やはり重要なところであり、今後整備する価値は十分にあるというふうに考えての今回の予算計上になっているものと考えているところでございます。

○14番（下迫田良信君） 巨額の事業費を投入しての都心平江線でありますよね。目的として、従前は、それこそ平江線にタッチしながら産業道路としての意義、役割を十分果たされていたと思うんですね。今回の場合は、五反田川に橋梁を架けて、野元平江線にタッチをすると。その先に避難道としての役目ということであれば、津波を想定してのことであろうかと思うんですね、ある一部は。

平江の公民館あたりの海拔は約5メートルぐらいです。新田団地のあたりはもっと海拔は低いと思いますが、そういう中で避難道としての役割とするならば、野元平江線の先のほうに避難地をつくられるのか、あるいは、今、麓の区画整理をした後、野元、平江を区画整理をするという方向性でありましたけれども、先日の全員協議会で、野元地域においては断念をする。ただ、平江地域についてはそこまでお話しされませんでしたけれども、そういうことを考えると、避難道路としてこの都心平江線を整備されるのであれば、平江の用途のあり方、その辺をやっぱり明確にしなければ、この10億円をかけての事業投入をされる都心平江線がどうなのかなという思いをいたしておりますけれども、その辺についてもう一度御答弁を願いたいと思っております。

○副市長（石田信一君） お尋ねの都心平江線についてでございますけれども、避難ということもございます。避難については双方向ですね。先ほど津波のこともございましたけど、津波だけではなくて、風水害、地震等もございますし、そういった中で双方向の避難が出てきます。そうしますと、高さの問題、あるいは南北両方への避難の問題も出てまいりますので、そういった中で有効な活用できる道路になっていくものと考えているところでございます。

あと区画整理事業については、野元について全員

協議会等で申し上げましたけれども、平江についても現在道路改良を行いながら、区画整理事業についても、コンパクトな事業に充当するという国の方針も見えてきております。そういった中では、なかなか従来型の区画整理では事業がつきにくいという状況もございますので、そういった中で、市民の安全・安心を守るための事業として、この都心平江線についても、重要な都市計画道路の位置づけではなくて、道路事業の整備としては、今後も検討していくべきものであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、市場特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、漁集排特予算議案第1号平成28年度いちき

串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、国宿特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第1号平成28年度いちき串木野市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっている議案のうち、予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、ただいま議題となっている予算議案第1号を除く議案の付託については、一時保留いたしますので了承願います。

正副委員長互選のため、次の休憩中に予算審査特別委員会を招集します。

それでは、暫時休憩します。委員の皆さんは議員

控室にお集まりください。執行部の皆さんは、しばらく議場内でお待ちください。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時47分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、予算審査特別委員会委員長に中村敏彦議員が、副委員長に松崎幹夫議員が選任されましたので報告いたします。

△日程第49 議案第30号

○議長（中里純人君） 次に、日程第49、議案第30号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 今回追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉施設の設備や運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、改正しようとするものであります。

改正の内容は、小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすとともに、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の数の算定について、子育て支援員及び幼稚園教諭等を活用し、保育士資格を有しない者でも保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士とみなし、配置できるように改めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

議案第30号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

先ほど議案の付託について保留いたしておりましたが、ただいま議題となっております議案とあわせまして、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表ナンバー2のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午前11時51分